

裁 決 書

東裁(所)令6第6号

令和6年7月4日

国税不服審判所長

清野 正彦



審査請求人

住 所

[REDACTED]

氏 名

[REDACTED]

原処分庁

[REDACTED]

原 処 分

令和5年5月29日付でされた次の各処分

- 1 被相続人 [REDACTED] に係る平成23年分の所得税の更正の請求に対する更正処分
- 2 [REDACTED] からその納税義務を承継した被相続人 [REDACTED] に係る平成23年分の所得税の更正の請求に対する更正処分

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求をいずれも棄却する。

理 由

1 事実

(1) 事業の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、被相続人 [REDACTED] に係る平成23年分の所得税について、判決により、[REDACTED] がした土地の譲渡が存在しない

こと又は当該譲渡に係る譲渡所得の金額が零円であることが判示されたなどとして、国税通則法第23条《更正の請求》第2項等の規定に基づき更正の請求をしたところ、原処分庁が、当該判決は所得税の申告に係る譲渡所得の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決には該当しないなどとして、上記更正の請求の一部のみを認容する減額更正処分をしたのに対し、請求人が、原処分の全部の取消しを求めた事案である。

(2) 関係法令

イ 国税通則法（以下「通則法」という。）第5条《相続による国税の納付義務の承継》第1項は、相続があった場合には、相続人は、その被相続人に課されるべき、又はその被相続人が納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する旨規定している。

ロ 通則法第23条第1項柱書及び同項第1号は、納税申告書を提出した者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかつたこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であるときには、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができる旨規定している。

ハ 通則法第23条第2項柱書及び同項第1号は、納税申告書を提出した者は、その申告に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したときに該当する場合には、同条第1項の規定にかかわらず、その確定した日の翌日から起算して2月以内において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求をすることができる旨規定している。

ニ 所得税法第64条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》第1項は、その年分の各種所得の金額（事業所得の金額を除く。以下同じ。）の計算の基礎となる収入金額又は総収入金額（不動産所得又は山林所得を生ずべき事業から生じたものを除く。以下同じ。）の全部又は一部を回収することができないこととなった場合には、政令で定めるところにより、当該各種所得の金額の合計額のうち、その回収することができないこととなった金額に対応する部分の金額は、当該各種所得の金額の計算上、なかつたものとみなす旨規定している。

ホ 所得税法第152条《各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例》は、確定申告書を提出した居住者（その相続人を含む。）は、当該申告書に係る年分の各種所得の金額につき同法第64条に規定する事実が生じたことにより、通則法第23条第1項各号の事由が生じたときは、当該事実が生じた日の翌日から2月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書に係る所得税法第120条《確定所得申告》第1項第1号又は第3号から第5号までに掲げる金額について、通則法第23条第1項の規定による更正の請求をすることができる旨規定している。

ヘ 民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）第520条本文は、債権及び債務が同一人に帰属したときは、その債権は、消滅する旨規定し、同条ただし書は、その債権が第三者の権利の目的であるときは、この限りでない旨規定している。

(3) 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ 請求人及び相続関係等について

(イ) 請求人について

請求人は、被相続人 [] （以下「本件被相続人」という。）の子であり、[] （以下「[]」という。）の妻である。

(ロ) 本件被相続人の相続について

本件被相続人は、[] に死亡し、その相続（以下「本件相続」という。）が開始した。

本件被相続人の法定相続人は、本件被相続人の二女である []、同三女である請求人及び同養子である [] の計3名であったが、[] は、平成25年1月頃に相続放棄をした。

請求人及び [] は、平成26年10月26日付で遺産分割を行い、[] は、本件被相続人の財産を全て取得した。

(ハ) [] の相続について

[] は、[] に死亡した。

[] の相続については、請求人が単独で相続し、その他の法定相続人らは相続放棄をした。

ロ 本件被相続人及び [] による不動産の各譲渡について

- (イ) 本件被相続人は、[REDACTED]に対し、日付不詳の土地売買契約書により、別表1の順号2、4ないし7及び11ないし13の各土地を[REDACTED]で譲渡した（以下、この譲渡を「本件甲譲渡」といい、本件甲譲渡に係る売買契約を「本件甲契約」という。）。
- (ロ) [REDACTED]は、[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）に対し、平成23年1月4日付の不動産売買契約書（平成25年8月27日付の覚書により一部修正）により、別表1の順号1ないし7及び11ないし13の各土地（順号3の土地については持分5分の1）並びに順号8ないし10の各建物（順号9の建物については持分5分の1）を[REDACTED]で譲渡した（以下、この譲渡を「本件乙譲渡」といい、本件乙譲渡に係る売買契約を「本件乙契約」という。また、別表1の順号1の土地及び順号8の建物を併せて、以下「本件土地建物」という。）。
- (ハ) 本件被相続人は、[REDACTED]に対し、日付不詳の土地売買契約書により、別表1の順号14ないし17の各土地を[REDACTED]で譲渡した（以下、この譲渡を「本件丙譲渡」といい、本件丙譲渡に係る売買契約を「本件丙契約」という。）。
- (ニ) 上記(イ)ないし(ハ)の各譲渡の対象となった不動産は、別表1の「本件甲譲渡」、「本件乙譲渡」及び「本件丙譲渡」の各欄のとおりである。

ハ 判決について

- (イ) [REDACTED]は、平成27年ないし平成29年、[REDACTED]に対し、[REDACTED]などを被告として、本件乙契約は、詐欺により取り消した、錯誤により無効である、約定の解除原因に基づき解除したなどと主張して、本件土地建物の所有権移転登記の抹消登記手続等を請求する訴訟（[REDACTED]所有権移転登記抹消登記手続等請求事件など）を提起し、[REDACTED]は、[REDACTED]、被告[REDACTED]に対する所有権移転登記の抹消登記手続請求を認容するなどの判決を言い渡した。

上記判決に係る事件は、別紙の表の「事件名」欄のとおり（なお、別紙で定義した略語については、以下、本文においても使用する。）、第1事件ないし第3事件であり、これらの事件の当事者等、請求及び主文は、同表の「第1事件」、「第2事件」及び「第3事件」の各欄のとおりである。なお、請求人は、[REDACTED]の死亡後、これらの事件における[REDACTED]の訴訟上の地位を承継した。

- (ロ) 上記(イ)の[REDACTED]の判決は控訴された（[REDACTED]所有

権移転登記抹消登記手続等請求控訴事件など)が、■は、■、■、■控訴を棄却する旨の判決を言い渡した。

(ハ) 上記判決は、最高裁判所の上告棄却・上告不受理決定により、■に確定した(以下、上記(イ)からこの(ハ)までの一連の訴訟を「本件訴訟」といい、上記(イ)の■の判決(ただし、上記(ロ)の■の判決による補正を加えたもの)を「本件判決」という。)。

(4) 審査請求に至る経緯

イ 本件被相続人は、平成23年分の所得税について、確定申告書に別表2の「確定申告」欄のとおり記載して、法定申告期限までに申告した(以下、この申告を「本件確定申告」という。)。

本件被相続人は、本件確定申告において、分離長期譲渡所得の収入金額を、上記(3)のロの(イ)の本件甲譲渡に係る収入金額■及び同(ハ)の本件丙譲渡に係る収入金額■の合計額である■と申告した。

ロ ■は、平成26年10月27日、本件相続に係る相続税の申告をした。

■は、本件被相続人の相続財産として、本件被相続人が■に対して有していた本件甲譲渡に係る未収金(以下「本件甲債権」という。)■及び本件被相続人が■に対して有していた本件丙譲渡に係る未収金■を申告した。

ハ 請求人は、令和4年5月16日、本件判決があつたこと等を理由に、本件被相続人に係る平成23年分の所得税及び■から承継した本件被相続人に係る平成23年分の所得税について、それぞれ別表2の「更正の請求」欄のとおりとすべき旨の各更正の請求(以下「本件各更正の請求」という。)をした。

ニ 原処分序は、本件各更正の請求のうち、本件丙譲渡に係る未収金■に関しては、所得税法第64条に規定する事実が認められ、同法第152条の規定に基づき、通則法第23条第1項の規定による更正の請求ができるとした一方、本件甲譲渡に係るものについては更正をすべき理由がないとして、令和5年5月29日付で、本件各更正の請求に対し、別表2の「減額更正処分」欄のとおりの各更正処分(以下「本件各更正処分」という。)をした。

ホ 請求人は、令和5年8月22日、本件各更正処分を不服としてそれぞれ審査請求をした。

そこで、これらの審査請求について、併合審理をする。

2 争点

- (1) 通則法第23条第2項第1号に規定する事実が生じたことによる更正の請求が認められるか否か（争点1）。
- (2) 所得税法第64条第1項に規定する事実が生じたことによる同法第152条に基づく更正の請求が認められるか否か（争点2）。

3 争点についての主張

- (1) 争点1（通則法第23条第2項第1号に規定する事実が生じたことによる更正の請求が認められるか否か。）について

請求人	原処分庁
<p>次のとおり、通則法第23条第2項第1号に規定する事実が生じたといえるから、更正の請求が認められる。</p> <p>イ 通則法第23条第2項第1号の文言及び制度趣旨に照らせば、「事実に関する訴えについての判決」に該当するためには、同条第1項所定の更正の請求の期間経過後に当該理由に基づく更正の請求をすることにつきやむを得ない理由があるといえる必要があるが（最高裁平成15年4月25日第二小法廷判決・集民209号689頁参照）、それで足りると解するのが相当であって、判決の主文のみならず、判決の理由中の重要な判断部分についても、同項所定の更正の請求の期間経過後に当該理由に基づく更正の請求をすることにつきやむを得ない理由があるといえる場合には、「事実に関する訴えについての判</p>	<p>次のとおり、通則法第23条第2項第1号に規定する事実が生じたといえないから、更正の請求は認められない。</p> <p>イ 通則法第23条第2項第1号に規定する「判決により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき」とは、その申告に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実と異なる事実を前提とする法律関係が判決の主文で確定されたとき又はこれと同視できるような場合をいうものと解される。</p>

請求人	原処分庁
<p>「決」といえる。</p> <p>原処分庁の解釈によれば、判決の理由中に重要な判断が示されていても、この点について更に別訴を提起して主文で同趣旨の判断を得ない限り、通則法第23条第2項第1号による権利救済の途が開かれないことになるが、これでは更正の請求をする納税義務者にとって著しく酷であり、相当でない。</p> <p>ロ 本件判決は、理由部分において、本件甲契約が民法第95条《錯誤》の錯誤により無効であること、また、本件甲債権は、債務者である [] に支払う資力がなく、回収見込みがないことから、その評価額は零円であることを判断している。</p> <p>これらは、本件判決の理由中の判断のうち重要な部分に当たる。</p> <p>そして、請求人が、同判断部分と同趣旨の判断を判決主文で得るためにだけ、別途訴訟を提起しなければならないことは、時間と手間がかかるだけであり、特に本件では、本件被相続人は死亡し、[] が単独で相続しているため、[] は、訴訟を提起しようとしても原告と被告が同一となるため提起できないから、上記本件判決の理由中の判断部分については、更正の請求</p>	<p>原処分庁</p> <p>ロ 本件判決は、本件乙譲渡の対象である本件土地建物について、所有権移転登記の抹消登記手続を求めたものに対する判決であって、本件甲譲渡が存在しないこととなったこと等を判示したものではない。</p> <p>そのため、本件は、本件確定申告に係る譲渡所得の課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実と異なる事実を前提とする法律関係が判決の主文で確定された又はこれと同視できるような場合には当たらない。</p>

請求人	原処分庁
<p>をすることにつきやむを得ない理由がある。</p> <p>したがって、本件判決は、通則法第23条第2項第1号の「事実に関する訴えについての判決」に当たるといえ、上記本件判決の理由中の判断部分によれば、本件被相続人には、本件甲債権について、所得がないか、実質的な所得がないといえる。</p>	

(2) 争点2（所得税法第64条第1項に規定する事実が生じたことによる同法第152条に基づく更正の請求が認められるか否か。）について

請求人	原処分庁
<p>イ 本件甲契約に基づく■に対する未収金の支払請求権（本件甲債権）は、■に支払能力がなく、回収の見込みがないことが明らかであるから、所得税法第64条第1項に規定する「その年分の各種所得の金額の計算の基礎となる収入金額又は総収入金額の全部又は一部を回収することができないこととなった場合」に該当する。</p> <p>本件甲債権の債務者である■は、本件甲債権を単独相続しているが、民法第520条の混同によって債権が消滅するという原則は、便宜上法律の力をもって債権者・債務者は混同があると同時に直ちに弁済をしたものとみなし、その債権を消滅したものと扱</p>	<p>イ 本件相続により、本件被相続人が■に対して有していた本件甲債権と、■が本件被相続人に対して有していた本件甲契約の売買代金支払債務は、いずれも■に帰属することとなるため、本件甲債権は、民法第520条に規定する混同によって直ちに消滅した。</p> <p>このように、本件相続によって本件甲債権は消滅することから、本件相続の開始以降において、所得税法第64条第1項に規定する「その年分の各種所得の金額の計算の基礎となる収入金額又は総収入金額の全部又は一部を回収することができないこととなった場合」には該当しない。</p>

請求人	原処分庁
<p>う趣旨に出たものであり、債権を消滅させない必要がある場合には、同条ただし書の趣旨を類推して、債権が消滅しないことを認めるのが相当である。</p> <p>本件において、[REDACTED]が本件相続によって相続した本件甲債権は、相続人である[REDACTED]にとって所得税の負担付きのものとみることができるところ、本件甲債権は回収不能であって[REDACTED]に所得税の負担をさせるべきものではないから、混同により本件甲債権を消滅させない必要があるといえ、本件甲債権は民法第520条ただし書の類推適用により、混同によって消滅しない。</p>	<p>ロ また、所得税法第152条は、同法第64条第1項に規定する事実が生じた日の翌日から2月以内に限り、通則法第23条第1項に規定する更正の請求をすることができる旨規定しているところ、上記イのとおり本件相続の開始とともに本件甲債権は混同により直ちに消滅しているのであるから、本件各更正の請求は、期限を徒過してなされたものである。</p>
<p>ロ したがって、所得税法第64条第1項に規定する事実が生じたといえ、同事実は、本件判決によって初めて明らかになったといえるから、同法第152条に基づく更正の請求は認められる。</p>	<p>ハ したがって、所得税法第64条第1項に規定する事実が生じたことによる同法第152条に基づく更正の請求は認められない。</p>

4 当審判所の判断

(1) 争点1（通則法第23条第2項第1号に規定する事実が生じたことによる更正の請求が認められるか否か。）について

イ 法令解釈

通則法第23条第2項第1号の規定は、判決によりその申告に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実と異なる事実が確定されて当該判決に基づく法律関係が構築された場合に納税者の救済を図る趣旨であると解され、このような同号の趣旨と同号の規定の文言からすれば、「判決により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき」とは、その申告に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実と異なる事実を前提とする法律関係

が判決の主文で確定された場合又はこれと同視できるような場合をいうものと解するものが相当である。

ロ 認定事実

原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、本件訴訟の内容及び本件判決のうち本審査請求に関連する判示は、要旨、次のとおりであることが認められる。

(イ) 第1事件について

第1事件は、[REDACTED]が、本件乙契約について、第3事件被告である被告[REDACTED]及び被告[REDACTED]並びに[REDACTED]の元代表者が共謀して[REDACTED]を欺罔したため詐欺により取り消した、[REDACTED]に錯誤があったため無効である、又は[REDACTED]は約定の解除原因に基づいて解除したと主張して、本件土地建物につき、所有権移転登記の抹消登記手続等を求めた事案である。

本件判決は、本件乙契約につき[REDACTED]の代金支払債務の不履行があったと認定し、[REDACTED]がした本件乙契約の解除は有効であったと判示して、上記抹消登記手続等請求を認容した。一方、本件乙契約の詐欺取消し又は錯誤無効の成否については、判示していない。

(ロ) 第2事件について

第2事件は、本件土地建物について強制競売の申立てをした参加人が、参加人と[REDACTED]らとの間において、本件土地建物の所有権が[REDACTED]に属することの確認を求めた事案である。

本件判決は、上記(イ)のとおり本件乙契約は解除されたため、本件土地建物の所有権は[REDACTED]([REDACTED]の死亡後は、相続人である請求人)にあるとして、参加人の請求を棄却した。

(ハ) 第3事件について

第3事件は、[REDACTED]が、第1事件のうち被告[REDACTED]及び被告[REDACTED]が[REDACTED]の元代表者と共に謀して行ったと主張する詐欺につき、被告[REDACTED]及び被告[REDACTED]に對し、不法行為に基づき損害賠償金等の支払を求めた事案である。

本件判決は、被告[REDACTED]及び被告[REDACTED]に欺罔の意図があったとは認められず、不法行為の成立は認められないと判示して、請求を棄却した。

(ニ) その他

本件訴訟では、本件被相続人が締結した本件甲契約の有効性や本件甲契約に基づく代金支払請求権の回収可能性については、争点となっておらず、本件判決は、これらの点について何ら判示していない。

ハ 当てはめ

- (イ) 上記1の(3)のロの(イ)及び(ハ)並びに同(4)のイのとおり、本件被相続人は、
■との間で本件甲契約、■との間で本件丙契約をそれぞれ締結して、各土地を譲渡し、両契約の合計額である■を平成23年分の所得税に係る分離長期譲渡所得の収入金額として本件確定申告をしていることから、本件甲契約及び本件丙契約により各土地を譲渡した事実が、通則法第23条第2項第1号に規定する本件確定申告に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実であると認められる。
- (ロ) この点、請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄のロのとおり、これらの本件確定申告に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実のうち、本件甲契約について、通則法第23条第2項第1号に規定する事実があると主張するが、上記ロ及び別紙の表のとおり、本件訴訟の主な争点は、■が■との間で締結した本件乙契約の有効性等であり、本件判決の主文は、■に対して本件土地建物の所有権移転登記の抹消登記手続を命じるなどの内容であって、本件甲契約の有効性やそれに基づく代金回収可能性については、理由中においても何らの判断がされてない。そのため、本件甲契約について、本件判決により、本件確定申告に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実と異なる事実を前提とする法律関係が主文で確定されたとはいえず、又はこれと同視できるような場合であるともいえないから、「判決により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき」に該当しない。
- (ハ) したがって、本件甲譲渡について、通則法第23条第2項第1号に規定する事実が生じたことによる更正の請求は認められない。

ニ 請求人の主張について

請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄のイのとおり、①通則法第23条第2項第1号の文言及び制度趣旨に照らせば、「事実に関する訴えについての判決」に該当するためには、同条第1項所定の更正の請求の期間経過後に当該理由に基づく更正の請求をすることにつきやむを得ない理由があるといえる必要があるが、そ

れで足りると解するのが相当であり、判決の主文のみならず、判決の理由中の重要な判断部分についても更正の請求をすることにつきやむを得ない理由があるといえる場合には、「事実に関する訴えについての判決」といえる旨、②原処分庁の解釈によれば、判決の理由中に重要な判断が示されていても、この点について更に別訴を提起して主文で同趣旨の判断を得ない限り、同号による権利救済の途が開かれないことになるが、これでは更正の請求をする納税義務者にとって著しく酷であり相当でない旨主張する。

しかしながら、請求人が根拠とする最高裁判所の判決（最高裁平成15年4月25日第二小法廷判決・集民209号689頁）は、自らの主導の下に、通謀虚偽表示により遺産分割協議が成立した外形を作出し、これに基づいて申告を行った後、遺産分割協議の無効を確認する判決が確定したとして更正の請求をした者が、通則法第23条第1項所定の期間内に更正の請求をしなかったことにつきやむを得ない理由があるとはいえないから、同条第2項第1号により更正の請求をすることは許されないと判示したものであり、これをもって、同条第1項所定の更正の請求の期間経過後に同条第2項第1号に規定する事実が生じたことによる更正の請求をすることについて、やむを得ない理由があればそれで足りると解することはできないし、同号に規定する「判決により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき」とは、上記イのとおり解するのが相当であるから、上記①の請求人の主張は、採用できない。

また、上記②の主張については、通則法第23条第2項第1号に規定する「判決により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき」とは、上記イのとおり、その申告に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実と異なる事実を前提とする法律関係が判決の主文で確定されたときだけではなく、これと同視できるような場合もいうものと解されるので、上記イの法令解釈が、請求人の主張するような更正の請求をする納税義務者にとって著しく酷であり相当でないということにはならない。したがって、上記②の請求人の主張も、採用できない。

(2) 争点2（所得税法第64条第1項に規定する事実が生じたことによる同法第152条に基づく更正の請求が認められるか否か。）について

イ 検討

(イ) 上記 1 の(3)のイの(ロ)及び同ロの(イ)の事実によれば、本件被相続人は、生前、
 ■■■に対して本件甲債権を有し、一方で、■■■は、本件被相続人に対して
 本件甲債権に係る支払債務を有していたところ、本件相続により、■■■は、
 本件甲債権を取得したから、本件甲債権につき、民法第520条本文の「債権及び
 債務が同一人に帰属したとき」に該当することが認められる。

また、当審判所の調査の結果によつても、本件甲債権が、民法第520条ただし
 書の「第三者の権利の目的であるとき」に該当する事実は認められない。

(ロ) したがつて、本件甲債権は、本件相続の開始により、民法第520条本文の適用
 によって混同により消滅したことが認められ、混同による消滅は、債権債務が
 同一人に帰属した場合にそれを存続させておくことは無意味であり、弁済をな
 したものとみなされることによるものであるから、弁済と同視すべき事由に
 よる債権の消滅であるといえる。そのため、本件甲債権について、所得税法第
 64条第1項に規定する「その年分の各種所得の金額の計算の基礎となる収入金
 額又は総収入金額の全部又は一部を回収することができないこととなった場合」
 に該当するとはいえない。

(ハ) 以上から、本件甲譲渡について、所得税法第64条第1項に規定する事実が生
 じたとは認められず、同法第152条に基づく更正の請求は認められない。

ロ 請求人の主張について

請求人は、上記 3 の(2)の「請求人」欄のイのとおり、民法第520条について、
 債権を消滅させない必要がある場合には、同条ただし書の趣旨を類推して、債権
 が消滅しないことを認めるのが相当であるところ、本件甲債権は回収不能であつ
 て■■■に所得税の負担をさせるべきものではないから、混同により本件甲債権
 を消滅させない必要があるといえ、本件甲債権は同条ただし書の類推適用により、
 混同によって消滅しないというべきであり、かつ、本件甲債権は、■■■に支払
 能力がなく、回収の見込みがないことが明らかであるから、所得税法第64条第1
 項に規定する「その年分の各種所得の金額の計算の基礎となる収入金額又は総収
 入金額の全部又は一部を回収することができないこととなった場合」に該当する
 旨主張する。

しかしながら、請求人の主張する所得税の負担の有無という事情は、民法第520
 条ただし書を類推適用すべき事情とは認められず、本件甲債権は、本件相続の開

始により同条本文の適用によって消滅したことが認められ、弁済と同視すべき事由が発生したものであるから、所得税法第64条第1項に規定する「その年分の各種所得の金額の計算の基礎となる収入金額又は総収入金額の全部又は一部を回収することができないこととなった場合」に当たらないことは、上記イの(ロ)で述べたとおりである。

したがって、上記請求人の主張は、いずれも採用できない。

(3) 請求人のその他の主張について

請求人は、上記3の(1)及び(2)の「請求人」欄のほか、本件被相続人に係る平成23年分の所得税の徴収権は、当該所得税の法定納期限である平成23年8月1日の翌日から起算して5年経過しているので、時効消滅したと主張し、当該主張は、通則法第23条第1項各号に規定する事由に密接に関連する主張であるから、更正の請求において主張することができる旨主張する。

しかしながら、上記請求人の主張は、当審判所による求釈明後も、その趣旨が判然としないが、徴収権の時効消滅をもって、本件確定申告について通則法第23条第1項第1号の事由である確定申告書に記載した「課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかつたこと又は当該計算に誤りがあったこと」に該当すると認めることはできない上、同条第2項第1号の事由に該当するとも認められない。

なお、通則法第72条《国税の徴収権の消滅時効》第1項の規定は、確定した国税債権の強制的な実現を目的とする滞納処分を争う場合には問題となり得るものであるが、国税債権の確定を目的とする処分が争いとなる本件とは関係しないものである。

(4) 本件各更正処分の適法性について

本件各更正の請求は、上記1の(4)のハのとおり、通則法第23条第1項柱書に規定する期間を経過した後にされたものであるところ、本件甲譲渡について、上記(1)のハの(ハ)のとおり、同条第2項第1号に規定する事実が生じたことによる更正の請求は認められず、上記(2)のイの(ハ)のとおり、所得税法第64条第1項に規定する事が生じたことによる同法第152条に基づく更正の請求も認められず、これらに基づき、当審判所において、本件被相続人に係る平成23年分の所得税の総所得金額、分離長期譲渡所得の金額及び納付すべき税額並びに請求人が本件被相続人及び■から

承継した本件被相続人の納付すべき税額に係る減少する税額を計算すると、これらの各金額は、いずれも本件各更正処分の各金額と同額となる。

また、本件各更正処分のその他の部分について、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によつても、本件各更正処分を不相当とする理由は認められない。

したがつて、本件各更正処分はいずれも適法である。

(5) 結論

よつて、審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。

別表1 不動産の所在等

順号	種類	所在・地番（家屋番号）	本件 甲譲渡	本件 乙譲渡	本件 丙譲渡
1	土地			○	
2	土地		○	○	
3	土地			○	
4	土地		○	○	
5	土地		○	○	
6	土地		○	○	
7	土地		○	○	
8	建物			○	
9	建物			○	
10	建物			○	
11	土地		○	○	
12	土地		○	○	
13	土地		○	○	
14	土地				○
15	土地				○
16	土地				○
17	土地				○

(注) ○印は譲渡があったことを意味する。

別表2 審査請求に至る経緯

(単位:円)

項目	区分	確定申告	更正の請求	減額更正処分
年月日等		法定申告期限内	令和4年5月16日	令和5年5月29日付
総所得金額				
内訳	不動産所得の金額			
	雑所得の金額			
	分離長期譲渡所得の金額			
	納付すべき税額			
承 継 内 訳	請求人が本件被相続人から承継した納付すべき税額に係る減少する税額			
	請求人が [] から承継した本件被相続人の納付すべき税額に係る減少する税額			

別紙

[REDACTED] の判決における事件名、当事者等、請求及び主文は、要旨、次表のとおりである。

表 事件名、当事者等、請求及び主文

事 件 名	1 [REDACTED]	所有権移転登記抹消登記手続等請求事件（以下「第1事件」という。）
	2 [REDACTED]	所有権確認請求事件（以下「第2事件」という。）
	3 [REDACTED]	損害賠償請求事件（以下「第3事件」という。）
第 1 事 件	当事者等	原告は、[REDACTED]訴訟承継人の請求人である。 被告は、[REDACTED]及び[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）である。また、[REDACTED]が、被告[REDACTED]の補助参加人として参加している。
	請　求	1 被告[REDACTED]は、本件土地建物について、付表の登記目録記載の所有権移転登記の各抹消登記手続をせよ。 2 被告[REDACTED]は、上記1の各抹消登記手続を承諾せよ。
	主　文	1 被告[REDACTED]は、本件土地建物について、付表の登記目録記載の所有権移転登記の各抹消登記手続をせよ。 2 被告[REDACTED]は、上記1の各抹消登記手続を承諾せよ。
第 2 事 件	当事者	当事者参加人は、[REDACTED]である。 被参加人は、[REDACTED]訴訟承継人の請求人、[REDACTED]及び[REDACTED]である。
	請　求	参加人[REDACTED]と第1事件の原告、被告[REDACTED]及び被告[REDACTED]との間において、本件土地建物が被告[REDACTED]に属することを確認する。
	主　文	参加人[REDACTED]の請求を棄却する。
第 3 事 件	当事者	原告は、[REDACTED]訴訟承継人の請求人である。 被告は、[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）及び[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）である。
	請　求	被告[REDACTED]及び被告[REDACTED]は、原告に対し、連帶して、1億円及びこれに対する平成29年11月11日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。
	主　文	原告の被告[REDACTED]及び被告[REDACTED]に対する請求を棄却する。

付表 登記目録

所有権移転登記	
原 因	平成23年1月5日売買
所有者	[REDACTED] [REDACTED] ([REDACTED])